

## 平成 20 年度実施事業監事定期監査結果報告書

私たち監事は、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの平成 20 事業年度における独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の業務を監査しましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法の概要

- (1) 監査は、「機構 監事監査要綱(平成 16 年規程第 11 号)」及び「機構 監事監査実施基準」(平成 16 年規程第 12 号)」に準拠し、「平成 20 年度実施事業監事定期監査計画書」に従い、機構に属する全ての部門を監査対象とし実施しました。
- (2) 監査は、主として実地監査を行いました。が、支部等の監査については、関東甲信越支部、九州支部及び同大分事務所において実地監査を行い、その他の支部等に関しては提出書類による書面監査を行いました。
- (3) 重点事項としては、平成 20 年度は「第 1 期中期目標・中期計画」の完成年度であり、その達成に向けて各部等が実施した諸事業が適正かつ効果的に運営、処理されたかという観点から監査を実施し、また、各部等における入札及び契約における競争性の導入状況について、契約内容等の妥当性を検証するとともに「随意契約見直し計画」の達成に向けた具体的取組状況について重点を置き監査を実施しました。
- (4) 実地監査は以下の日程に従って実施しました。

支部の監査	平成 21 年 4 月 21 日(火)～4 月 24 日(金)
本部・センター等の監査	平成 21 年 4 月 20 日(月)～6 月 30 日(火)
- (5) 実地監査に当たっては、各部等の長及び課長等から関係資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け、必要に応じて係長等からも聴取しました。
- (6) 会計監査に関しては、会計監査人が行った監査の方法と結果につき報告及び説明を受けることにより、その監査結果の相当性を監事自らの責任で判断した上で、当該会計監査人の監査結果を利用し、監事としての意見を述べることにしました。また、監事は当該会計監査人と緊密な連携を保ち、相互に情報を交換するとともに、実際に会計監査人の監査に立会うなどして、その監査が適正に行われているかにつき検討を加えました。

- (7) 業務監査に関しては、実地監査及び書面監査のほか、運営会議など機構の管理運営に係る重要な会議に出席し必要な意見を述べるほか、重要な決裁書類等関係書類の閲覧を行いました。
- (8) 理事長及び理事からその職務の執行状況を直接聴取し、職務遂行の違法性、適合性、妥当性につき検討しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 平成 20 事業年度における機構の業務については、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従って、概ね適正に処理されているものと認められます。但し、改善の必要と認められる点については、次事項にて指摘します。
- (2) 重点事項については、第 1 期中期計画に照らし、その完成年度にあたる平成 20 年度に実施された諸事業は、概ね当該年度計画としての実施が達成されたと認められます。また、機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づき、その計画達成に向け、平成 20 年度は、随意契約によることが真に止むを得ないものを除き、競争性のある一般競争契約等に鋭意努めたことが認められますが、引き続き、随意契約の妥当性について、機構として継続的に検証を図ることが肝要と考えます。
- (3) 事業報告書は、機構の平成 20 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。
- (4) 会計経理に関しては、会計監査人新日本有限責任監査法人から会計監査に係る報告及び説明を受け、改めて財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書につき検討を加えた結果、平成 20 事業年度における会計経理は適正に行われているものと認めます。
- (5) 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月閣議決定）を踏まえ、機構において、保有資産の見直しについて検討を進めていることが認められます。
- (6) 給与水準に関しては、平成 20 年度の対国家公務員（行政職（一））の給与水準の比較は 107.5 であるが、国家公務員に対して地域手当支給割合の高い地域に勤務する職員の比率が高いこと、大学卒以上の職員数が多いとの理由によるものであり、現段階において妥当と判断されます。
- (7) 理事長及び理事の職務遂行に関しては、法令もしくは規程に違反する事実はなく、不当な職務遂行は認められません。

### 3. 要望及び改善事項

私たち監事は、5つの法人が実施していた様々な学生支援事業を公共上の見地等から再構築のうえ、統合し、平成16年4月、学生支援を先導する中核機関として発足した機構が、事業の透明化を図り、各業務の一層の重点化や効率化に努め、学生支援サービスの向上に組織を挙げて取り組んできたことを評価し、また、平成20事業年度が、機構の第1期中期計画の完成年度として、更に次期中期計画策定をも見据えて、機構の役職員が渾然一体となってそれぞれの事業に全力を傾注したことを認めるものでありますが、次なる展開を期するため、以下のことにつき要望と改善を求めます。

機構の実施する奨学金貸与事業は、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び人材育成に資するという教育政策上の観点から極めて重要であり、また、その規模と質の両面で、日本の奨学金制度の骨格を成していることは周知の事実である。

昨年来の急速な景気の悪化を受け、家計が急変し、修学の厳しさを増す学生等が急増し、平成20年度末にかけて機構奨学金への臨時採用へ、想定の倍をも上回る約9千名の応募があり約56億円の貸与が実施されたところである。近年家庭の経済事情等の悪化により、心ならずも志半ばで学業の中断を余儀なくされる学生等も増加傾向にあり、従前にも増して、学校等との緊密な連携を図り、迅速な情報提供を行い、経済事情等で修学に困難を来している学生等に対するきめ細やかな支援に、引き続き機構として、特段の意を用いられることを願って止まない。

機構は、平成20年度も、奨学金貸与事業を安定的・効果的に実施していくためには、返還金回収の向上を図ることが緊要な課題である、との認識に立ち、貸与終了後の新規返還者への確実な返還を確保するために、奨学生が在学する学校等との連携・協力の一層の強化を図りつつ、返還のための口座登録時期の早期化、住所不明者防止のため住民票の提出を義務化、奨学金継続者に対する適格認定の厳正な実施等の方策を促進したことが認められる。また、事業の健全性の確保からも、延滞状況を早期に解決するための取組を集中的に実施し、更に、延滞者への回収の強化を図るために、法的措置の徹底、債権回収業者への回収委託等の方策の徹底を図り、また、新たな債務者区分による債権管理に基づき、これによる返還請求等を行うべく準備を整えたことが認められる。

平成20年6月、奨学金の返還促進に関する有識者会議により取り纏めのなされた「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」は、平成20年度中にも適切かつ実効的な方策について、既に実施の図られていることが認められるが、引き続き現行中期計

画期間において、改善方策を着実に実施するための工程管理に鋭意努められることが肝要と考える。

また、第1期中期計画期間の返還実績を裏付けるための数値目標であった、リレー口座（口座振替）加入率及びリスク管理債権の割合は、いずれもその数値目標を達成し、なかんずく返還実績の達成にむけて、機構としても極めて重く受け止められていた新規返還者の初年度返還率の定量的指標である95%を、平成20年度において達成したことが認められる。回収実績の向上に資するため種々の施策に注力し、今次果し得た成果については、顕著な対応としてこれを評価したい。

平成20年7月に政府が纏めた「留学生30万人計画」に基づく新たな留学生政策の展開については、機構の実施する留学生支援事業においても、関係各省庁との緊密な連携を図り、必要な措置が講じられるべきものとする。とりわけ留学生受入れに際して、宿舎の問題は、学校等においても喫緊の課題である。機構の留学生宿舎に関する事業については、現在、国際交流会館等の管理運営、留学生借り上げ宿舎支援事業及び留学生宿舎建設奨励事業等のラインアップを有し、国際交流会館等に置いては、国費留学生、政府派遣留学生をはじめ約2,600戸の受入れを図っていることが認められる。

国際交流会館等の管理運營業務については、機構の設立時からの経緯も踏まえ、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する用件を備えた者に委託することとし、これら実績と豊富なノウハウを有する者に管理運営を委託してきたところである。政府の公共サービス改革基本方針及び平成19年度、競争入札の導入等によりその改善を図るべきものとの、所謂「見直し案」も踏まえ、広島国際交流会館の市場化テストに向けた準備を行い、平成20年度から落札者による管理運營業務が実施されている。同年度に、新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による管理運營業務を実施することとなる。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、機構の残る国際交流会館について、個別の現状に即した委託の方法等について関係諸機関との十分な連携、協議を図り、更に、民間競争入札を推進する方向での検討を促進されることが必要と認められる。

機構の実施する学生生活支援事業の研修事業については、第1期中期計画期間において、公共上の見地から必要な事業内容を厳選し、学校等におけるノウハウの蓄積が十分ではなく、学校等において適切な支援を行うことが困難な分野を中心に重点化する方向で実施の検討がなされたことが認められる。平成20年度に実施されたいずれの研修も、研修参加者の満足度は頗る高く、ほとんどの研修事業で9割を超す高い指数を

得て、企画が成功しているものと認められる。引き続き、研修事業の効率化及び研修方法等に関する点検を推進されるなかで、学校等で学生支援を担う人材の育成に支障の出ないよう意を用いるとともに、学校等から機構へ期待される個別具体的研修ニーズをよく分析、検討されたうえで、機構が先導的な役割を果たしている障害者修学支援事業やメンタルヘルスに関する課題、更に、近年の学生等青少年による薬物乱用防止、新型インフルエンザ対応といった学生等が学生生活を送るうえでの危機管理上の喫緊に対処すべき課題等についても十分勘案し、柔軟で機動性のある研修や情報提供にも必要な措置を講じていただくよう要望したい。

機構は、第1期中期計画期間中に示された『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案』（平成18年12月行政改革推進本部決定）及び「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定）等の政府の改革方針、更に、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会及び文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果等を踏まえ、事業内容の入念な検証を行い、各年度計画においてもこれを適切に反映させ、第1期中期計画の達成に向け、業務の改善・見直し、また効率的な業務の実施体制について継続的な取組のなされてきたことが認められる。

今日、修学する学生等の四囲の環境には誠に厳しいものがある。平成21事業年度から始まる機構の第2期中期計画においても、引き続き、役職員一同が学生支援の更なる充実に資する事業展開に不断の努力を傾注されることを期待したい。

平成21年7月17日

独立行政法人 日本学生支援機構

監事 佐藤正行 ㊞

監事 中野陽一 ㊞